

ウェイクフィールドにおける穀物法撤廃と「植民地」

近藤, 高弘

<https://doi.org/10.15017/3000098>

出版情報：経済論究. 91, pp.89-110, 1995-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

ウェイクフィールドにおける穀物法撤廃と「植民地」

近 藤 高 弘

目 次

1. はじめに
2. 穀物法の即時撤廃論
3. 穀物の安定輸入と多角的貿易網の建設
4. 新しい「植民地」——むすびに代えて

1. はじめに

ウェイクフィールド (Edward Gibbon Wakefield, 1796-1862) は、十九世紀初頭のイギリスに移民論者として現れた。ウィンチは、アメリカの独立以降、旧植民地体制における帝国という概念に対して当時の主要な経済学者たちが疑義を表明し反対していたにも拘わらず、1830年を過ぎると新しい帝国を建設する運動に積極的に関わっていったとしたうえで、このように彼らが豹変していった過程において、ウェイクフィールドが立った論拠を吟味し、彼の果たした役割を検討している (Winch [1965])。また、ゼンメルは、「自由貿易帝国主義」の観点からウェイクフィールドを整理している (Semmel [1970, 1993])。しかし、これまでの研究成果は移民論者として彼が登場した目的をあますことなく照明してきたであろうか。

世紀転換期前後のイギリスにおいて、その大きな特徴となるのは綿業の勃興をはじめとする産業革命の開始、つまり工業化の進展であり、他方ではその必然的な随伴物でもあった周期的な不況であった。たしかに、綿業における大資本は、史上初の資本制恐慌 (二十五年恐慌) を通じて、遊休状態に陥っていた中小資本を統合し、イギリスから綿製品を大量に輸出するようになる¹⁾。だが、

ナポレオン戦争の余波のなかで、それまで最大の産業であった農業は不振を続け、労働力構成の面でも所得の面でもイギリス最大の産業ではなくなっていくのである²⁾。この農業不況がイギリス経済の回復そのものの大きな阻害要因になっていることが自覚され始めていたのだ。1820年から1836年にかけて合計五回の農業対策委員会が設置されたという事実がこれを物語るところである。ウェイクフィールドの主著『イングランドとアメリカ』（1833年）がこの時期に刊行されたという事実は、それがなによりもイギリス経済の停滞とそこからの脱出を模索するための方針を提示する試みであったことを示している。

実際、彼は、「イギリスの富」（第一稿）、「人民大衆の窮乏」（第二稿）、「中産階級の不安」（第三稿）、というように、著作のはじめの部分でまずイギリス経済の苦境を指摘しつつ問題の所在を探っていた³⁾。そうしたうえで、ウェイクフィールドは、「溢れ出る国富と個々の不安・窮乏との同時併存」と題された第四稿において「富」や「窮乏」について分析し、なによりもまずイギリスから溢れ出るほどの「資本」に「充用部面」を提供すること、つまり資本投下の推進がその究極的な救済策であることを解明していた⁴⁾。彼が植民に説き及んだのは、こうした序次を踏まえてのことだったのである。しかしながら、彼の政策提言は、すでに国論を二分していた「穀物法撤廃」の是非、およびその具体

- 1) やや粗いが、綿花・原綿の輸入量をイギリスの綿加工力の指標とすると、1821年から1831年にかけて、137百万ポンド（1821年）から273百万ポンド（1831年）へとおおむね倍増している（Porter [1970] p. 295）。対外的に見ると、1831年時点におけるイギリスの輸入量＝消費量は、フランスや合衆国の約四倍である（馬渡 [1973] 132頁の表 A-2-3）。
- 2) Deane and Cole [1962] pp. 142-3 の Tables 30, 31 に拠れば、それは1821年前後のようである。
- 3) 『イングランドとアメリカ』の稿（Note）のうち、本文ではっきりと明記しなかったタイトルを示せば、以下の通りである。第五稿；「イギリス人の政治的将来」、第六稿；「イギリスの資本と労働との充用部面を拡大する手段としての、穀物の自由貿易」、第七稿；「イギリスの対外的な穀物貿易と中国の対外的な貿易とのあいだの密接な関係」、第八稿；「中国の全沿岸に自由貿易を拡張する手段」、第九稿；「アメリカ人の社会的特異性」、第十稿；「アメリカ奴隷制の起源・進展・展望」、第十一稿；「アメリカ関税の擁護」、第十二稿；「植民術」。
- 4) 不十分ながら、近藤 [1994] でこのことを明らかにした。

的なスケジュールについてもなされていた。イギリス経済が抱えていた問題、つまり資本と労働との同時過剰を解決するためにどのような国内的・対外的方策が採択されるべきか、これを提示しようとしていたのである。結論を先取りすることになるが、停滞からの脱出をめぐる彼の基本的な経済発展のヴィジョンにしたがえば、穀物法の撤廃は、“即時に一括して”なされるべきであり、しかも安定的な穀物供給を確保するためには、「植民地」の建設が不可欠だというものであった。本稿では、当時のイギリスの国内問題を解決するために移民を提唱したウェイクフィールドの主張をたどりつつ、それがなによりも国内的構造転換の観点から提起された新しい「植民地」建設の主張であったことを明らかにしたい。

2. 穀物法の即時撤廃論

国内経済が抱え込んでいた問題を打開するために、ウェイクフィールドは穀物法の即時かつ一括の撤廃を主張したが⁵⁾、「この条例は、地主たちの利便のた

- 5) 農業保護を鮮明に打ち出した1クォータ当たり80シリングという1815年穀物法のもとでさえ農業不況が発生したことに加え、1819-23年期にも農業が不況に陥ったことを経験してきたハスキソン (William Huskisson, 1770-1830) は、1830年に、ついにイギリス国内での穀物自給を断念してつぎのように演説している。「われわれが販売するために海外に輸出しているものは、われわれが栽培したり生産したりしたものを大なり小なり工業製品化したものである。イギリスにおける土地の生産物の輸出はほぼないに等しい。イギリスの人民を養っていくためにはこの生産物はほんとうに不十分なのである。年々を平均してみると、われわれは外国産穀物の供給なしではやっていけないのである」(Huskisson [1831] III, pp. 541-2)。このように決断したハスキソンは、イギリス農業以外からの穀物供給をイギリスの植民地であるカナダに求めたのであった。ハスキソンは、1815年以来、“帝国内穀物自給”の見地から植民地産小麦に賦課される穀物関税を半分にすること(植民地特惠関税)を主張しており、その後、1825年に彼はつぎのように述べていた。すなわち、「植民地に関する限り、その繁栄は排除と独占という旧体制によって拘束され阻害されていた」のであり、「諸植民地の繁栄を高めるものはなんであれ長期的には同じ程度に母国 [イギリス] の一般的な利益を促す」(Huskisson [1831] II, p. 314)、と。植民地貿易をめぐる規制を撤廃し、植民地の繁栄を促すことを通じて、イギリスの利益を追求しようというのである。

めのものである」(E. G. Wakefield, *England and America*, London, 1833; New York, 1834, p. 132. 本稿ではアメリカで出版された1834年版を復刻したもの(1967年再刊)を用いる。中野正訳『イギリスとアメリカ』第二分冊, 7頁。ただし, 邦訳書には必ずしもしたがっていない。以下, 引用箇所を(p. 132;(2)7頁)のように略す)ことを熟知していたがゆえに, まず, 穀物法の即時かつ一括の撤廃が地主たちに不利益をもたらすわけではないことを説明しようとする⁶⁾。「穀物の自由貿易が地代を減少させることを通じて地主に害をもたらす」(p. 132;(2)7頁)わけではないというのである。彼はその手掛かりを「地代の性質」に求めている。

彼によれば, これまで「地代」はつぎのように定義されていた。すなわち, 「資本と人口とが増大した結果, 劣等地耕作がなされるようになると, [穀物をいっそう生産しようとする] 人々は優等地を使用するためにすすんで支払いをするであろう。この支払いは, 土壤の肥沃度差に起因する自然的生産性の格差につねに等しいものであり, これが地代を構成する」(p. 132;(2)8頁; []内は近藤。以下同様), と。このように「地代」の高低がもっぱら「肥沃度差」に規定されるものとすれば, 「肥沃度差」以外の要素——土地改良のために投下された資本(農業用建築物など)や市場に近いことなどの立地上の利点——が無視されることになるとウェイクフィールドは指摘するのである。

だが, そもそもイギリスで支払われている「地代」は, 「肥沃度差」自体ではなく, もっぱら「肥沃度差」以外の要素によって規定されていると見るウェイクフィールドは, 劣等地耕作の必要がないほど肥沃な土地がふんだんに存在する植民地でさえ, 相当な額の「地代」が支払われているところがあるという「事実」を挙げるのである。すなわち, ニューホランドやシドニーのような植民地の大都市をはじめとして, ヴェン・ディーマンズ・ランド(現タスマニア)やモントリオールなどの小都市に到るまで, ロンドンと変わらないほどの地代が支払われている場所があるという「事実」を列挙して, ジェームズ・ミルやマカロックのいう地代論では植民地における高い「地代」の説明ができないと批

6) 地主の利益が損なわれないことを彼が主張しようとしたのは, まさにこの地主が政策を決定する議会の多数派を占めていたためであろうと考えられる。

判する。

ついで彼はこの「事実」をつぎのように説明する。すなわち、アメリカであれオーストラリアであれ、植民地において道路がじゅうぶんに整備されていないところでは、市場に接近した土地の使用をめぐる競争が発生しており、むしろこの「競争」が「地代」を決定しているのではないかというのである。彼は、「肥沃度差」以外の要素を無視した地代論が植民地には当てはまらないことを批判し、むしろ地代の高低は“土地使用をめぐる競争”，つまり土地を借りようという需要の強さに依存していると結論する（以上，pp. 134-6; (2)10-3頁）。

たしかに、穀物輸入が自由化されると、安い穀物がイギリスへと流入してくるはずだから、「[イギリス国内で] 穀物栽培を目的とした土地の使用をめぐる競争はまったく消滅するだろう」（p. 142; (2)22頁）。だが、こうなっても、劣等地耕作の必要のない植民地でさえ高い地代が支払われている場所があることを考え併せると、“土地使用をめぐる競争”が強いものとどまっておきさえすれば、とうぜんイギリスにおいても地代は発生するはずである。イギリスにおいて土地使用をめぐる新しい競争が生じる限り、地主の利益は損なわれるはずがないというのである⁷⁾。

穀物輸入の自由化によって、パン価格が「半分」にまで下落するかもしれないことを地主たちは恐れている。しかし、ウェイクフィールドは、もしパン価格が「半分」になると、これまでパンに支払われてきたイギリス人の主食費も「半分」で済むと指摘して（p. 142; (2)22頁）⁸⁾、この場合には、パン（穀物）以外の「ほかの食料」に対する需要が発生する余地が出てくることを併せて指摘している。したがって、イギリス産のパン（穀物）に対する需要が「消滅」し

7) 彼が、土地に備わる「肥沃度」以外の要因を重視して「地代」の性質に新たな解釈を与えようとしたことは、変容しつつあった当時のイギリス社会における新たな土地活用の在り方を指し示すものであるともいえよう。1779年から1835年にかけてのイギリスにおける総固定資本形成において、これにもっとも貢献したのは「建築」であった（荒井 [1981] 56頁の表1）。旺盛な建築投資がイギリス社会を変容させたことは容易に推測できよう。

8) イギリス社会の階級構成のなかで最大（58.9%）を占める労働者階級の家計におけるパン・小麦の割合は、農業労働者（十八世紀末）の場合で53~64%、一般労働者（1840年）の場合で23~31%である（長島 [1987] 95, 123, 127, 147頁）。

たとしてもイギリス産の「ほかの食料」に対する需要が発生するから、「ほかの食料」を市場に供給するための農業が新しく始まり、こうして土地をめぐる新しい競争が生じてくることになるであろうというのである。では、この「ほかの食糧」とは具体的に何であろうか。

彼は、「ここ五十年間」——1780年ごろから1830年ごろ——にイギリス農業の生産物が多様化し、その生産技術が発展しつつあったことを高く評価してつぎのように述べていた。

現在ではイギリス人農業者は鋤で畜肉を生産する仕方を知っている。もし、動物性食料、牛乳、バター、チーズ、食肉などに対する需要が国産穀物に対する需要にとって代われれば、農業者のなかにはその穀物地の一部を牧草地に転換するものが間違いなく出てくるだろう。しかし、家畜用の飼料を人為的に栽培するイギリス人たちの熟練を考慮し、家畜の数すなわち肥料の量をいっそう増やすことでこれらの農産物を栽培する力がどれだけ大きくなるかを考えると、現在の広範な穀物地が、燕やイモ類や砂糖大根やクローバややはず豌豆や馬肥やしその他の飼料生産に用いられる事態は避けられないと思われる。(p. 143; (2)24頁)

実際すでにイギリスでは「鋤」で「畜肉」を生産する方法が知られているのだから⁹⁾、外国産の「穀物」の輸入に備えて農業経営を「飼料」生産へと転換する現実的基礎はあるというのである¹⁰⁾。こうした基礎があれば、イギリスにおける農産物の多様化はいつでもできるというわけだから、そうした「新しい食料」への需要が生まれれば、土地需要は決して減少せず、したがって地代もまた減

9) ウェイクフィールドによれば、「イギリス農業は、土壌や気候に応じて作業内容を配分することに傑出していることでもよく知られている」(p. 30; (1)37頁)。たとえば、「ケント地方」は「ホップの栽培」に適しているし、チェシャーは「チーズ」などの「酪農業」に適しているから、それぞれの地域が農産物の生産を分担しこうして生産されたものを交換することで生産性を高めてきたというのである (p. 30; (1)37頁)。彼は、このような農産物のいっそうの多様化を全国的に実行しようというのである。

10) 家畜用の飼料を「人為的」に栽培するという表現にみられるように、ウェイクフィールドは、十八世紀後半に到ってイギリス農業の代表的地位を占めるようになったノーフォーク農業 (the system of artificial glasses and alterate crops) を間近に観察していたのであろう。この農法は、地味を肥やす燕やクローバをその方法に組み込んだものであった。

少しないというわけである。

しかし、なお、「地主にとってはきわめて重要な問題が生じてくる」という。穀物法を段階的に撤廃するか、それとも即時に撤廃するか、という問題である (p. 145; (2)26頁)。数多くの穀物法撤廃論者は段階的な撤廃を提唱していた¹¹⁾。しかし、ウェイクフィールドは、この段階的な撤廃こそ、「農業者が穀物法撤廃によって被害をうける唯一の方法であり、ほかの諸階層にとっても、少なくともしばらくのあいだは、安い穀物の利益を享受できない唯一の方法」(p. 145; (2)27頁) であると強く批判した。

現行のパン価格が二十年をかけて半分に下落するものとし、毎年、その下落分の二十分の一ずつ下落するものとする。この場合、パン価格は、毎年、現行価格の40分の1ずつ下落することになる。パン価格の下落がこのように遅ければ、大多数の人民の生活条件にはほとんどあるいはまったく改善は起きないであろう。なぜなら、パンが安くなるにつれ労働者数が増えるからである。こうなると、毎年、パンを食べる労働者は増える、いやたとえパンをもっと食べるとしても、人民の大多数をなす労働者階級は、購入する動物性食料を増やせない。パン価格がゆっくりと下落すると、それにとまって人民の数が増えて貨幣賃金が下落してしまい、したがって、労働者の食料の質が高まらないからである。この場合、動物性食料に対する需要は、人口の増大ほど急速ではないだろう。(p. 145; (2)27-8頁)

穀物法が段階的に撤廃される場合、パン価格が下落して労働者階級の食べるパンが増えるとしても、パン価格の下落が労働者数を増やして「貨幣賃金」を下落させるから、購入する動物性食料を増やす余地が発生しなくなる。したがって、こうなってしまうと、人口が増えても動物性食料需要は大きくは伸びないというのである。動物性食料需要が大きく拡大しなければ、さきに指摘したような土地に対する新しい需要はほとんど生じないから地主は利益を実現できない

11) たとえば、リカードウやトレンズは段階的撤廃を主張して即時撤廃には反対していた (たとえば、Ricardo, *Works*, IX, pp. 194-5; Torrens, *External Corn Trade*, 1st ed., 1815, p. 202)。マカロックは国内の穀物価格が安くなったときに即時に撤廃することを1820年初頭には主張していたのだが、のちに段階的な撤廃に傾いていった。トレンズとマカロックとについて、詳しくは、それぞれ、Robbins [1958] p. 268, O'Brien [1992] pp. 390-1, を参照した。

いのである。

他方、穀物法を即時に撤廃し、パン価格を急速に「半分」に下落させると、労働者階級には「ほかの食料」=「動物性食料」を買う余地が出てくるという。

労働人口は急速には増え得ないから、大多数の人民は、いま購入している動物性食料の二倍以上を購入できるはずである。現在では、彼らは動物性食料をほとんど買っていないからである。大多数の人民に動物性食料を買う力を与えることによって、動物性食料に対する現在の需要は、即座に、二倍、三倍、もしくは四倍にさえるかもしれない。(p. 146; (2)28頁)

つまり、「大多数の人民」による「動物性食料」の消費=需要が拡大することを通じて、「動物性食料」を生産するための新しい土地需要=競争が発生するようになってはじめて地主たちの利益が実現されるとウェイクフィールドはいうのである。すなわち、「パン価格が引き下げられるとすれば、地主にとっては、安くなれば安くなるほどよく、早ければ早いほどよいのである」(p. 146; (2)28頁)。

また、穀物法の即時撤廃は、借地農に必ずしも不利ではないという。穀物法が段階的に撤廃されると、一方では安い外国産穀物が流入して国産穀物の需要が減少し、他方でイギリス産の「動物性食料」に対する需要が発生せず、農業経営を首尾よく転換する機会が発生しない。これを防ぐためには、借地農の手腕によって、穀物法撤廃以降の非穀物需要=イギリス産の「動物性食料」需要の大きさを撤廃以前の全食料需要の大きさに近づけなければならない。それまで穀物に支出されていた食費がそのままイギリス産の農産物へと買い向かうようにするためには、穀物法の撤廃は即時かつ一括のものでなければ効果がない。こうしてはじめて、借地農は農産物販売が落ち込む被害を回避できるのである (p. 146; (2)28-9頁)。

だが、借地農は同時に「借地権」を持つ「資本家」でもあった。したがって、たんに作付けを転換することから生じる利益だけでなく、ほかの利益も受けることになるという。

借地農は、二つの観点から穀物法の即時撤廃に利害関心を持っている。その第一の観点は資本家としてのものであり、第二のものは借地権保有者としてのものである。『借地農にとって安い穀物が最善』(*Cheap Corn Best for Farmers*)の著者がいうように、「借地農は、商店主や製造業者と同じくらい資本家である。農業資本の利潤は、ほかの資本の利潤を減少させるどんな原因によっても減少させられるはずだ。借地農の利潤がほかの資本家のものより永続的に大きいということはありません。彼〔借地農〕は、高い利潤に対するきわめて強烈な利害関心を、ほかの資本家たちと共有しているのである」。彼〔借地農〕がそうなのはもちろんだ。穀物の自由貿易には、イギリスの生産場面を拡大することによって資本一般の利潤を増やすことにその目的のひとつが存したのではなかっただろうか？ もし、ほかの国からパンを購入することによって、一般的な利潤率を高めるほど生産場面が拡大するならば、借地農の利潤も増えざるを得まい。もちろん、この変化の発生〔穀物法撤廃〕は、製造業者や商店主にとってと同様、借地農にとっては早ければ早いほどよいのである。(pp. 146-7; (2)29頁)¹²⁾

彼も述べているように、穀物の自由貿易は、「イギリスの生産場面を拡大することによって、資本一般の利潤を増やすこと」を目的としていた。では、なぜ資本一般の利潤が増大すれば、農業資本の利潤もまた増大するといえるのであろうか。彼は、農業資本と資本一般（製造業資本など）との関係について、アメリカを例に挙げてつぎのように説明していた。すなわち、「アメリカでは肥沃な土地が豊富にあるために、だれも農業以下の生産性で資本と労働とを充用することを強いられない。その結果、アメリカで投じられるあらゆる資本は高い利潤と高い賃金とを生み出すのである。この農業における高い利潤と高い賃金とは、〔製造業など〕ほかの部門で働く資本家と労働者とに高い利潤と高い賃金とを与えるように費やされている利潤と賃金なのである」(p. 83; (1)117頁)。アメリカでは、農業にとって肥沃な「土地」＝「生産場面」がふんだんに存在するために、きわめて生産性が高い。しかも、この高い農業の生産性が製造業など農業以外の部門の生産物に対する、または商業のサービスなどに対する、旺盛な需要に繋がっているから、農業者の高利潤が製造業者や商店主の高利潤と結びつくというのである。ウェイクフィールドは、アメリカに観察されたようなこ

12) Henry Drummond, *Cheap Corn Best for Farmers proved in A Letter to George Holme Sumner, Esq., M. P., for the County of Surrey*, 2nd ed., London, 1826, pp. 23-4.

とを、イギリスでも生じさせればよいと考えたのであった。いいかえれば、ウェイクフィールドは、イギリスにおいても、農業資本の利潤を「製造業者」や「商店主」にもたらされる利潤と一致して増加させられるはずだと考えていたのであった。

つぎに「借地権保有者」としての観点から、土地をめぐる新しい競争が、社会全体におけるいっそう適切な土地活用を成し遂げることを通じて、土地を優良な財産に転化させることを挙げている。すなわち、作付け転換の結果、地代が上昇すれば、土地に関するたんなる紙切れに過ぎない「契約証書」は、地主にとってはあたかも利付きの土地「債券」であるかのようになることはもちろん、借地農にとっては、「プレミアムつきの証券」になるという。これは借地権の流動化を通じた土地の高度利用に基づく利益である (p. 147; (2)29-30頁)。

最後に、ウェイクフィールドは農業労働者の利益をつぎのようにつづく。穀物法を即時にかつ一括して撤廃する結果、作付け転換が生じて、つぎの三つの理由から、農業労働者たちが解雇される必然性は必ずしもなく、しかも穀物価格の下落と食料の質の向上を享受できるというのである。すなわち、なぜなら第一に、農業資本家には生産する農産物を容易に転換するだけの力があるから、別の農産物生産に着手するとしても労働者の雇用を必要とする。第二に、まずあり得ないという意味で「疑わしい」ことだが、たとえ新しい耕作様式が労働節約的であっても、輸入した穀物の見返りとして労働の生産物=工業製品が必要となる以上、製造業資本が労働雇用を拡大するであろう。第三に、撤廃が即時に行われるために資本が増加しなくとも、いまの資本をいっそう生産的に活用することが新しい雇用分野を創出するだろう。工場や倉庫、もしくは家屋や邸宅などの建設が、さらには新たな生産が新たな流通経路を必要とするだろうから、埠頭や道路や運河や橋梁などの建設が要請され、結局、雇用機会の増加をもたらすだろうと推測するのである (以上、pp. 148-9; (2)30-3頁)。

しかし、このようにイギリスで生産される農産物を転換し得たとしても、これがうまく実行され続けるためには、国内における穀物需要が安定的に充足され続ける必要がある。穀物の自由貿易、つまりイギリスに安価な穀物を安定的に供給し続けるメカニズムを確立するためには、穀物供給地としての新しい

「植民地」が必要だと説く所以はここにあった。

3. 穀物の安定輸入と多角的貿易網の建設

穀物法を撤廃すれば、イギリスは穀物をイギリス以外に依存することになる。このことを彼は、「もしこうなったら、イギリスは安い穀物を求めて世界をくまなく捜し回るのであろう」(pp. 244-5;(3)27頁)と言っている。だが、彼はこれに続けて、すぐさま「しかしどこに？」(p. 245;(2)27頁)と問い返すのである。自由貿易を通じてイギリスの穀物需要を満たすのに相応しい穀物輸出国＝貿易相手国とはいったいどこなのであろうか。

彼は、イギリスに穀物を輸出する国の資格要件をつぎのように吟味している。まず、安い穀物を生産するためには土地が安くなければならないということ (p.245;(3)27頁)、これである。土地の安い国として、彼はポーランドを挙げている。だが、彼は、ポーランドは昔のイギリスに似ているが、土地が安いだけでは穀物輸出国としての要件を満たさないという。なぜなら、まず第一に、昔のイギリスにおける統治状態は「野蛮で専制的」であったが、このような状態にとどまる国に「安定的な穀物」供給を委ねることはできないからである。しかも、第二に、昔のイギリスが野蛮であったことを考えれば、その輸出余剰は「熟練」＝高い生産技術に基づいて資本と労働とを穀物栽培に充用することによってつくりだされたものではないことは明らかだから、イギリスの穀物需要にじゅうぶん対応できるはずはない。最後に、ポーランドにおけるイギリス産製品に対する需要量は、現在でもイギリス側からの供給量とは決して等しくないし、また将来においてもそうなりそうにはないという理由を挙げている (p. 245;(3)28頁)。結局、政治的安定性や財産の安全を欠落させた「野蛮で専制的」な統治状態においては、「専制的」であるがゆえに、穀物供給には政治的不安定性が避けられず、たとえ土地が安くとも、「野蛮で」あるために、農業生産性も低いままにとどまり、イギリス製品に対する需要も不十分もしくは欠如しているというのであった。これらを理由にウェイクフィールドはポーランドのような国は穀物供給国とはなり得ないと結論し、「イギリスのような国にとっ

ては、安い穀物を輸入するための安定的な市場を確保すること、さらにいえば、需要の増大に伴ってパンの着実な供給を増加させること、これに植民の主要目的があることを示すことがわたしの目的である」(p. 246; (3)29頁) というのである。ポーランドがイギリスの安定的な穀物供給国たり得ないとしても、イギリスが「パンの安定的な供給」を「確保」し「増加」させるために、なぜ「植民」が必要となるのであろうか。

イギリスは植民地を放棄したうえで「独立した国」と貿易をとりおこさうべきだと主張していた自由貿易論者たちに対して¹³⁾、ウェイクフィールドはつぎのように反論し、「植民地」との貿易からもたらされる利点を指摘していた。

独立した国！ などというが、イギリス市場のために安い穀物を生産してくれる独立国とはどの国であらうか？ [その答えは] 合衆国である。その通りだ。しかし、この合衆国はギリシャにとっての非従属植民地 (the never dependent colonies) と同じ意味で [イギリスの] 植民地なのだ。他方で、カナダはイギリス市場向けに安い穀物を生産するにあたっては合衆国と同じくらい適している。しばらくのあいだ独占とか領有とかいった考えを脇に置いてみよう。そうした者に訊ねてみよう。土地が安く、かつイギリスに安い穀物を提供できる国はどこか？ と。ポーランドではあるまい。なぜなら、そこでは財産制度が不安定で、産業の熟練も不十分で、人民は野蛮だからである。ブエノス・アイレスでもあるまい。[たしかに] 土地はどんな国よりも安く、ただで無限に土地が獲得でき、しかもその土地は最も肥沃ですでに整地されており、かつ天然の排水が施されている。なぜブエノス・アイレスではないのかというと、この植民地の人民は野蛮といってよいほど熟練が不十分で、イギリス製品に対する欲望がないからである。セイロンでもなかるう。というのも、この国は不適切にもイギリスの植民地などと呼ばれてはいるが、その住民はイギリス製品を欲してはいないからである。これらのいずれでもなく、合衆国とカナダと南アフリカのイギリス人定住地とオーストラリア [こそ要件を満たす貿易相手国] なのである。なぜなら、これらの植民地ではどこでも安い穀物が安い土地のうえで栽培されており、イギリス製品を欲しているからである (p. 247; (3)31頁)

彼は、イギリスに安い穀物を安定的に供給する国を検証する過程で、一方では、

13) たとえば、パーネルは、「植民地を所有したところで、独立した諸国との商業取引から得られないような利益がもたらされるわけではない」(Parnell [1830] pp. 249-50) と述べて、イギリスが所有一領有している植民地を放棄すべきだと主張していた (Wakefield [1967] p. 247; (3)31頁)。

「独立国」たる合衆国を「ギリシャにとっての非従属植民地と同じ意味で植民地」と呼んで植民地のひとつとして数え、他方では、「ポーランド」「ブエノス・アイレス」「セイロン」を、財産制度が不安定であることや、「勤労の熟練」=生産性が不十分であること、さらには、イギリス製品に対する需要が欠落していること、以上を理由として排除している¹⁴⁾。彼によれば、イギリスの貿易相手国は、安い土地において高い産業生産性を誇りながらイギリス製品に対する需要が存在するという資格要件を満たしていなければならず、この要件を満たしている点では独立国たる合衆国とイギリスの植民地たるカナダその他とのあいだにはなんら違いはないというのである¹⁵⁾。逆に、「セイロン」のように実際にはイギリスの植民地でもあるにも拘わらず、イギリス製品に対する需要がなければ、イギリスの貿易相手国としては「不適切」だという結論が導出されてくる

14) イギリス議会においては、1814年から16年にかけて穀物法撤廃の前提としての大陸における穀物余剰の存在を否定するような報告がなされていた。これを報告したジェイコブ (William Jacob, 1762?-1851) によれば、北ヨーロッパ諸国——フランス・オランダ・ドイツ北部・ロシアなど——やアメリカ合衆国には、イギリスに輸出できるほど大量の穀物余剰は存在しないのである。たとえば、ポーランドは「無尽蔵の穀倉」と想像されていたが、ウェイクフィールドが主張していたように、実際には、住民は奴隷的状态にあり、余剰生産物が大量にあると見積もることは無理だというのである (詳しくは、服部 [1991] 101-2, 131-4頁を参照した)。と同時に、この時期の欧米諸国は保護主義的な政策を採用していたことも確認しておきたい。まず、欧州において、フランスは、1834年まではいかなるものであれ綿布や織物を輸入することは違法であった。1820年代にハスキソンによって輸入禁止が関税に置き換えられたことは、フランスの対外政策には影響を及ぼさなかったのである。ドイツは、1833年に関税同盟を成立させていたし、ロシアは1810年にすべての外国産工業製品の輸入を禁止したのであった (以上、Clapham [1950] pp. 479-80)。つぎに、アメリカ合衆国は、一方では、1824年、1828年 (合衆国史上最高の平均関税率を持つ「吐き気を催す関税」)、1832年、1833年 (「妥協関税」)、となども関税を設けており (たとえば、毛利 [1978] 165-6頁)、他方で、モンロー宣言を出して (1823年)、欧州の旧宗主国が南米諸国に及ぼす影響力を断ち切ろうとしていた。

15) Mitchell and Deane [1971] p. 100 に依れば、1828年から1833年までのあいだにイギリスが輸入した穀物のうち、合衆国産穀物のシェアは2%に満たない。また、アッパー・カナダ (現オンタリオ州付近) は、1794年時点で「穀物の純輸出国となっていた」という指摘がある (ポムフレット [1991] 32頁)。

ことにもなる。結局、イギリスが穀物の自由貿易をとりおこなううえで、その貿易相手国が「独立国」であるか「植民地」であるかという区別よりもむしろ、安定した財産制度や「勤労の熟練」やイギリス製品に対する需要の存在のほうをウェイクフィールドは重視したのである。こうして彼は「植民」の前提となる「植民地」を貿易相手として選ぶのであった。

しかし、ウェイクフィールドはカナダなどのイギリス植民地との貿易取引にも問題が残るといふ。

しかし、カナダ人は、イギリス人が買える以上のという意味ではなく、イギリス人が工業製品をもって買える以上の穀物を生産するという可能性がきわめて高いのである。言い換えれば、カナダ人のイギリス製品需要がイギリス人のカナダ産穀物に対する需要よりもずっと小さい場合である。しかし、カナダ人は、イギリス製品以外にも、カナダでは生産不可能な多くの財貨を必要とするだろう。たとえば、彼らは茶と銀を必要とするであろう。このとき、イギリス人は、まず最初に工業製品を中国に輸出して中国産の茶と銀を輸入してから、そのあと茶と銀をカナダに輸出してカナダ人の穀物を買うのである。しかし、中国人のイギリス製品需要が、イギリス人のカナダ産穀物需要に比べて小さいかもしれない。しかし、中国人が需要するもののうち、非常に喫緊でかつ限度のないものがただひとつある。すなわち、あらゆる食料と生活資料である。(p. 246; (3)29-30頁; 下線は原文の斜字体を示す)

ウェイクフィールドが俎上に載せたのは、イギリスで生産される工業製品だけではイギリスの必要とする穀物をカナダから輸入できないという問題であった。イギリスが自由貿易を通じて国内の穀物需要を満たすためには、イギリスとカナダとのあいだでの直接貿易だけでは問題は解決されない。「イギリスがその植民地から安い穀物を得るために行う貿易には、直接貿易と間接貿易の二つがある」(p. 246; (3)29頁)と述べて「間接貿易」を彼が挙げていたのは、まさにこの問題を解決するためであった。カナダ人が需要する茶と銀を中国からカナダへ輸出することを仲立ちすることによって、イギリスは、カナダ産穀物を輸入できるようになるというのである。するとこんどは中国にイギリス製品を輸出しなければならぬが、中国人のイギリス製品需要が小さければ、中国に対しては入超になろう。この入超を防ぐのが、中国にもっとも近接したイギ

リスの植民地＝オーストラリアであった。彼は「中国人が需要するもののうち、非常に喫緊でかつ限度のないもの」＝「食料と生活資料」に着目し、これをイギリス植民地であるオーストラリアで生産するというのである。オーストラリアで生産された「食料と生活資料」をまずイギリスが工業製品を対価として輸入し、この「食料と生活資料」を中国産の「茶と銀」を輸入する際の対価とするというのである¹⁶⁾。ウエイクフィールドは、これらの国々のあいだで以上のような貿易取引が行われるすると、「世界で初めてのもっとも広大な貿易体制 (the most extensive commerce) の基礎」(p. 246 ; (3)30頁) ができるという。すなわち、

この場合、これら四国民のあいだでの職業の分割のための資本と労働との結合は、彼らすべてに、すなわち、オーストラリア植民者と中国人とカナダ植民者とイギリス人とのすべてにとって最高度に有益なのである。これと似たような数多くの事例が合理的に想定されよう。この事例は想定上のものだが、起こりうる可能性がきわめて高いものであり、植民地は、たとえ [オーストラリアのように] 母国の反対側に位置しているとしても——植民地の特性である土地の安さによって——母国に安い穀物を供給するのに役立つということがこの事例から見て取れるのである。植民地は、直接貿易と間接貿易とによって、[イギリスから] 移民と資本とを遠い充用部面に投じることによらないでも、その数と広さとに応じて、母国における資本と労働との充用部面を母国の国内で拡大するのである。(p. 246 ; (3)30-1頁)

この「世界で初めてのもっとも広大な貿易体制」では¹⁷⁾、イギリスから遠く離れたオーストラリアでさえ、土地が安いことを通じて、中国に対するイギリスの入超を防ぐことに役立つことが示されている。言い換えれば、植民地オーストラリアの間接的な助けを通じてカナダから安い穀物を輸入できるようになったイギリスが、国内においてその資本と労働との充用部面を拡大できることが主張されているのである。ウエイクフィールドは、「四国民のあいだでの職業の分

16) ここでウエイクフィールドは、オーストラリアで生産される「食料と生活資料」は中国で生産されたものよりも安く、かつ中国はこの「食料と生活資料」を輸入するという想定を置いている。

17) この貿易網が、前田 [1987] 100頁の図 3-1 に図示されている。

割のための資本と労働との結合」が、「オーストラリア植民者と中国人とカナダ植民者とイギリス人とのすべてにとって最高度に有益」になるためにも、イギリスがたんに穀物法を撤廃するだけでなく、このような「職業の分割と資本と労働の結合」を実現するためにこの「四国民」のあいだで輸出入のメカニズムをつくりあげることが必要であるとして、中国を視野に入れた植民地貿易体制を構想したのであった。

このように、彼は、イギリスの貿易相手国としての資格要件の観点から、いわば消去法的にイギリス植民地を選び出したのであった。「野蛮で専制的」な状態から抜け出し、高い生産力を誇るようになったイギリスに立ちはだかった穀物供給の問題を、イギリスにおける農業生産物の転換と植民地貿易という二つの政策を併用することで解決しようというのであった。しかし、このような転換の効果を十全に実現するためにはイギリス本国の植民地に対する態度の転換も必要だというのである。この意味では、ウェイクフィールドは旧来の植民地体制に対して大いに批判的であったのだ。それはどのような批判であろうか。節を改めよう。

4. 新しい「植民地」——むすびに代えて

「植民地体制」を批判し、植民地を放棄すべきであると主張していた論者たちは、イギリスが穀物法を撤廃しさえすれば自由貿易の利益は得られると主張していた。ジェームズ・ミルは、「植民地体制」を批判しつつ、「少数の支配者」が自分たちの「縁故」を重用する手段として「植民地」を悪用していることを告発している¹⁸⁾。この告発をウェイクフィールドもまた俎上に載せるのであった。ジェームズ・ミルはいう。

ある国では、少数の支配者は、植民地において自分たちにとってきわめて貴重なものを見いだすのである。すなわち、一方で彼らの一部は権勢を及ぼすための貴重なものを見だし、他方では権勢を及ぼされる貴重なものを見いだすのである。言い換えれば、一方で政治的従属状態をつくりだす貴重な手段を見だし、他方で政治

的従属状態に入るための貴重な手段を見いだすのである。さらに言い換えれば、一方で権力を高める貴重な手段を見だし、他方で富を増やす貴重な手段を見いだすのである。したがって、どちらの少数支配者も、植民地の領有が割に合うことを見いだしているのである。地位の数を増やさない植民地などというものはない。[植民地が増やす地位には]知事職や判事職その他の役職があるが、とりわけ、騎兵隊の数や海軍設備は追加されざるを得ない。陸軍や海軍が増えれば、その名誉のほか、大将、大佐、大尉、中尉の役職ができてくるだろう。陸海軍の設備の追加やその補充はつねにその縁故者 (friend) の利得となるだろう。植民地に対する愛着心を説明するものとしてはこれで十分であろう。(p. 241; (3)18頁)

「植民地体制」が、少数支配者の権勢のための手段となっているばかりか、軍事費用を増やす源泉となり¹⁸⁾、国家の名のもとに行われる縁故びいきの手段となっていることをジェームズ・ミルは弾劾しているのである。

これに対して、ウェイクフィールドは、「支配者側の愛着心についてはこれだけじゅうぶんだが、諸国民の愛着心についてはそうではない」(p. 241; (3)18頁)と反論している。

近代欧州の諸国民は、植民地に対して非常に異なる愛着心を懐いてきた。すなわち、新しい生産物の発見ならびに新しい市場の創出、これらから引き出される利益を感

18) たとえば、Foord [1947] は、「王室の及ぼす影響力が破壊されたのは、1780年代でもなければ1832年でもなく、このあいだの時期においてである」(p. 506)と述べて、議会に対して王室が及ぼす影響力を抑制するために、世紀転換期のイギリス政界においては財政を中心として改革が行われたことを指摘している。また、ウィンチも、この時代のイギリスにおける改革運動には、「議会に及ぶ王室の影響力を弱めようというねらい」が全体としてあったことを指摘している。「ホイッグ党や急進派やベンサム派はこの問題をめぐって一時的に団結しており、こうして経費削減のための論拠は、とりわけ植民地批判に関して、強化されたのであった」(Winch [1965] p. 47; 90頁)。また、この運動はトーリー党によって受け継がれる(Gordon [1979], たとえば p. 56)。また、Pike [1957] p. 30にも同様の指摘がある。イギリス植民地時代のオーストラリアにおける叙任については、シェリントン [1985] 18-26頁を参照した。

19) 1816年に56.4十萬ポンド(100%)あったイギリスの軍事費は、1820年には16.7十萬ポンド(29.6%)、1830年には15.2十萬ポンド(26.9%)となっており、ナポレオン戦争以降、軍事費は大きく減少していた(Mitchell and Deane [1971] p. 396)。逆にいえば、戦争時には平時の約四倍の軍事費が必要になるということである。

知していたのである。これまで一世紀半のあいだ「船舶、植民地、貿易！」（“Ships, Colonies, Commerce !”）と叫んできたイギリス人たちは、すぐれた経済学者だったのだ。勤労の生産力の改善について、つまり勤労＝産業自体もまた市場の大きさによって制限されることについて、たとえ彼らが科学的には知らなかったとしても、個々に新しい植民地をつくるたびに、すなわち旧植民地を拡大するたびに、イギリス人による労働の生産物を交換する手段をそれだけ増やしてきたこと、すなわちイギリス人の富をそれだけ増やしてきたこと、これを彼らは感知していたのである。生産者が、たとえこれを説明できないでも、彼の労働による余剰生産物を取引する用意のあるものがもたらしてくれる利益を感じないことがあろうか。事実、これまでの新市場に対する欲望が、植民地を建設する意図的な動機であったことはほとんどなかっただろう。たぶん統治者側（government）でさえ叙任を目的として意図的に植民地を建設してはこなかったであろう。しかし、[これまで] 植民地が建設されてきたのは、個人的な冒険心によることもあれば、宗教上の迫害によることもあったが、[いずれにせよ] 近代欧州においては統治者側も国民もこれら「植民地」に対して強い愛着心を持っていた。統治者側はその叙任権（patronage）を求めたからであり、国民は市場を求めたからである。近代欧州のさまざまな統治者がその植民地に支配権を保持しようと必死になったこと、ほかの国の植民地に対して攻撃したこと、これらはこれに由来するのである。また、植民地体制（the Colonial System）と呼ばれたものもこれに淵源するのであった。これは貿易の独占体制であり、欧州とその諸植民地とのあいだの貿易をできるだけ独占しようなどという間違った欲望のかたちをとったのである。もしこれが完全に自由であれば、すべての国民にとってその価値はずっと高かったことであろう。（p. 241; (3)18頁）

ウェイクフィールドによれば、これまで、「近代欧州のさまざまな統治者」は、「植民地」の建設が必ずしも「叙任」を目的として意識されてはこなかったとしても、この「植民地」を「叙任」の手段としてきたのであり、この手段を失いたくないために植民地を「独占」しようとし、またほかの国の植民地に「攻撃」までしかけてきた。「叙任権」が「植民地」に対する「統治者側」の「愛着心」の原因だったのである。他方で、「近代欧州の諸国民」は、「植民地」が「新しい生産物」をもたらし、「新しい市場」を「創出」してきたことを「感知」していた。すなわち、「植民地」がイギリスの「労働による余剰生産物」を取引する相手＝貿易相手国となることに諸国民は利益を見いだしてきたのであり、このために彼ら「諸国民」は「植民地」に対して「愛着心」を懐いてきたとウェイク

クフィールドはいうのであった。ところが、「統治者側」の「間違っただけ」が「植民地体制」という「貿易の独占体制」を生み出し、これが「諸国民」にとっての“植民地（貿易）の価値”を低めたのである。ウェイクフィールドが、「植民地の存在と植民地の領有とを、すなわち、植民地市場の存在と植民地市場の独占とを、区別しなければならない」（p. 241; (2)19頁）と主張していたのは、「叙任」を目的とした植民地の「独占」を撤廃すると同時に、植民地（市場）の「存在」を活用すべきだと考えたからであった。

ウェイクフィールドが、イギリスから独立していた「アメリカ合衆国」を「非従属植民地という意味でイギリスの植民地」と呼んでいたことをすでに見たが、彼は「植民地」についてきわめて独得の定義を持っていた（p. 237; (3)15頁）。彼の定義によれば、「植民地」とは、イギリス本国との関係でいえば、「移民を受け入れると同時に出稼ぎがなされている社会」（pp. 237-8; (3)16頁）だったのである²⁰。みられる通り、彼の「植民地」の定義には「領有（国）」や「独立（国）」などといった考え方はない。カナダのようなイギリス帝国における「領有」地であれ、あるいは合衆国のような「独立」国であれ、イギリス社会からの移民を受け入れ出稼ぎがなされている限り、彼はそれを「植民地」と呼ぶのである。この独特な定義に基づくことで、彼は合衆国のような「独立国」を「植民地」と呼ぶことができたのであった。

とすれば、「国民」の利益のために「植民地」の活用を目指そうとするウェイクフィールドがつぎのように結論するのも当然であろう。

ここから必然的に導き出されることは、イギリスが安い穀物を買う市場の数と広さとは、穀物を栽培・生産し、かつイギリス製品を必要とする国々の数と広さに依存するはずだということである。イギリスの植民地ならば、カナダのように従属しようとする合衆国のように独立しようとする、この二つのことを、すなわち、穀物

20) 川北教授は、十七世紀以来のイギリスが「年季奉公人」をはじめとして数多くの移民を国外へと送り出していたことを跡づけられ、十九世紀初頭のイギリスを訪れたフランス人が、「イギリスでは〔庶民でも〕家族の一員が海外に出ているということはずがない」と驚嘆したことを引いておられる（〔 〕内は川北氏による。川北 [1990] 1頁）。

を生産し、かつ工業製品を需要するのである。かくして、われわれはつぎのように結論できる。すなわち、安い穀物を買うために最大の市場を思い描いているイギリス人のような人民は、植民地を建設し拡張するだろう、と。つまり「これらの植民地は」その国民 (nations) がイギリス生まれかその子孫であり、イギリス人の言葉を用い、イギリス人の熟練を用いつつイギリス人の嗜好を持ち続ける。だからこそ、安い穀物をもってイギリス製品を購入する能力と意志を持つのである。(p. 248; (3) 32-3頁)

イギリスが穀物法を撤廃し穀物の自由貿易を確立するにあたって、イギリス国内で生産される農産物の転換によって新しい土地使用をめぐる需要を発生させると同時に、この新しい農産物に対する需要を喚起するためにも、その撤廃を即時に一括して行うべきだというウェイクフィールドの政策提言をわれわれは見てきた。この提言によれば、地主の利益＝地代が損なわれることなく、労働者の生活条件を緩和・改善できるというのであった。このように国内の問題を解決するためにも、イギリスの高い農業技術によって生産された穀物をイギリス産工業製品と交換し消費するという「嗜好」＝需要の存在がイギリスの貿易相手国には不可欠だったのである。政治的安定性や財産の安全はもちろんのこと、高い農業生産技術とイギリス産工業製品に対する「嗜好」＝需要は、「イギリス人」が移民したり出稼ぎしている「イギリス植民地」では必ず具備されていることから、ウェイクフィールドは貿易相手として「イギリス植民地」を選び出して自由貿易をとり行おうとしたのである。しかも、いっそう多くの安い穀物を獲得するためには、イギリスからの移民や出稼ぎ者を受け入れる「植民地」を「建設し拡張」しなければならなかったのであった。「勤労＝産業の生産力」がどれほど改善されるかは、「市場の大きさによって制限される」からである。「安い穀物を輸入するための安定的な市場を確保すること、さらにいえば、需要の増大に伴ってパンの着実な供給を増加させる」ことに「植民の主要目的がある」と彼が述べていたのは、イギリスの貿易取引が、穀物法撤廃以降、ますます大きくなることを念頭に置いていたからだと思われる。

このようにイギリス国内の「諸国民」にとっての「植民地」とは、貿易における相応しい取引相手であったのである。ところが、「支配者側」＝「統治者側」

は、この「植民地」を「叙任」の手段としようなどと「間違っただ欲望」に駆られて、「植民地貿易」を規制し、かつほかの国の植民地を獲得しようと「攻撃」した結果、「植民地貿易」に本来的に備わっていた価値を損なっていたのであった。国民の利益のために「植民地市場」の価値を損なわないためにも、ウェイクフィールドはこの「間違っただ欲望」を矯正し、新しい「植民地」をつくらうとしたのであった。植民地をめぐる対外政策がハスキソンを中心として転換されつつある一方で²¹⁾、国内的には、政治上上の大きな転換点となった選挙法改正（1832年）を通じて、イギリスが新しい政治体制の端緒を開きつつあったという背景に照らしてみると、ウェイクフィールドによる穀物法の即時撤廃と新しい「植民地」建設とをめぐる提言は、新しいイギリス体制において、対外的にはもちろん国内にも配慮した「植民地体制」改革の方策についてのヴィジョンであったと評価できないであろうか。

参 考 文 献

- 荒井政治・内田星美・鳥羽欽一郎（共編）『産業革命の世界① 産業革命の展開』有斐閣，1981年。
- Alexander Brady *William Huskisson and Liberal Reform*, 1st ed., 1928; 2nd ed., Frank Cass, 1967.
- J. H. Clapham 'Overseas Trade and Commercial Policy', in *An Economic History of Modern Britain*, Cambridge, ch. VII, 1950.
- Phillis Deane and W. A. Cole *British Economic Growth 1688-1959*, Cambridge, 1962.
- Archibald Foord 'The Waning of the "Influence of the Crown"', *English Historical Review*, vol. 62, no. 245, 1947.
- Barry Gordon 'The Corn Law Debates', in *Economic Doctrine and Tory Liberalism 1824-1830*, Macmillan, 5, 1979.
- 服部正治 『穀物法論争』昭和堂，1991年。
- 堀 普作 「イギリス旧植民地体制の崩壊過程（1・2・3・4）」『國學院大學政経論叢』6-2; 7-2, 1958a; b年, 7-4; 8-1, 1959a; b年。
- William Huskisson *The Speeches of the Right Honourable William Huskisson*, vols. II and III, John Murray, 1831.

21) 穀物法撤廃についてのハスキソンの見解については、服部 [1991] を、そのほか彼の改革をめぐるのは、Brady [1967] と堀 [1958a; b, 1959a; b] を参照した。

- 川北 稔 『民衆の大英帝国』岩波書店，1990年。
- 近藤高弘 「ウェイクフィールドの植民の経済学」九州大学大学院『経済論究』88，1994年。
- 前田芳人 「ウェイクフィールドの植民理論と植民の現実過程」森田桐郎（編著）『国際労働力移動』東京大学出版会，1987年。
- 馬渡尚憲 「景気循環過程」鈴木鴻一郎（編）『恐慌史研究』日本評論社，1973年。
- James Mill *Elements of Political Economy*, 1st ed., 1821; 3rd ed., 1826; in Donald Winch (ed.), *James Mill — Selected Economic Writings*, University of Chicago Press, 1966; 渡邊輝雄訳『経済學綱要』春秋社，1948年。
- B. R. Mitchell and P. Deane *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge, 1971.
- 本山美彦 「自由貿易論と植民地論 (1・2・3)」『甲南経済学論集』11-3 (93), 1971年; 13-1 (99); 13-2 (100), 1972a; b年。
- 毛利健三 『自由貿易帝国主義』東京大学出版会，1978年。
- 長島伸一 『世紀末までの大英帝国』法政大学出版局，1987年。
- Dennis P. O'Brien *J. R. McCulloch — A Study in Classical Economics*, 1st ed., 1970; Gregg Revivals, 1992.
- Henry Parnell *On Financial Reform*, John Murray, 1830.
- Douglas Pike *Paradise of Dissent South Australia 1829-1857*, Longman, 1957.
- R. ポムフレット 『カナダ経済史』加勢田博ほか（共訳），昭和堂，1991年。
- G. R. Porter *The Progress of the Nation*, 1st ed., 1836; Revised ed. by F. W. Hirst, 1912; Kelly, 1970.
- Lionel Robbins *Robert Torrens and the Evolution of Classical Economics*, Macmillan, 1958.
- Bernard Semmel *The Rise of Free Trade Imperialism*, Cambridge, 1970.
- ‘The Political Economists, Free Trade, and Empire’, *The Liberal Ideal and the Demons of Empire*, ch. 2, John Hopkins University Press, 1993.
- G. シェリントン 『オーストラリアの移民』勁草書房，1985年。
- Edward Gibbon Wakefield *England and America; A Comparison of the Social and Political State of both Nations*, London, 1833; New York, 1834; Kelly, 1967; 中野正訳『イギリスとアメリカ——資本主義と近世植民地』日本評論社，全3分冊，1947-8年。
- *The Collected Works of Edward Gibbon Wakefield*, Prichard (ed.), Collins, 1968.
- Donald Winch *The Classical Political Economy and Colonies*, LSE and Political Science, 1965; 杉原四郎・本山美彦（共訳）『古典派政治経済学と植民地』未来社，1975年。